

## 平塚市地域経済キャッシュレス化推進事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、「新しい生活様式」に対応するためのキャッシュレス化の推進を図るため、プレミアムポイントを付与し、事業者や市民へのキャッシュレス決済に係る普及啓発を行うことで、コロナ禍における消費喚起を図り、市内経済の活性化に繋げるために平塚市（以下「市」という。）が実施する地域経済キャッシュレス化推進事業（以下「キャッシュレス事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

なお、キャッシュレス事業で扱うアプリはひらつか☆スターライトポイントアプリとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 ポイント 前条の趣旨に基づき、市が発行するプレミアム付き電子版商品券をいい、名称はスターライトポイントという。
- 二 マネー 前条の趣旨に基づき、市が発行する電子版商品券をいい、名称はスターライトマネーという。
- 三 マーレ 前条の趣旨に基づき、市が付与する行政ポイントをいい、名称はスターライトマーレという。
- 四 事務局 キャッシュレス事業事務局委託の受託者をいう。
- 五 発行者 キャッシュレス事業システム委託の受託者をいう。
- 六 販売店 キャッシュレス事業においてポイント及びマネーを販売する市内事業者で、平塚商工会議所が別に認定するキャッシュバック対象の中小事業者、発注者が別に指定するキャッシュバック対象の事業者及びキャッシュバック対象外の大規模商業施設（大規模小売店舗立地法に基づく、平塚市内の店舗面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の大型小売店舗）の総称をいう。
- 七 加盟店 キャッシュレス事業においてポイント・マネー・マーレ（以下、「ポイント等」という。）での購買に対応する市内事業者で、本要綱に同意の上登録した店舗等の総称をいう。
- 八 利用者 キャッシュレス事業においてポイントやマネーの購入、マーレの付与を受け、加盟店で使用する個人をいう。
- 九 使用者 キャッシュレス事業でポイント等を使用する販売店、加盟店、利用者の総称をいう。
- 十 特定取引 市内においてポイント等が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票及びその他これらに類するものを除く。）の購入、借受け又は役務の提供をいう。

### (ポイント及びマネーの発行等)

第3条 市は、この要綱の定めるところによりポイント及びマネーを発行する。この場合において発行するポイント及びマネー総額は、予算の範囲内において定めるものとする。

- 2 前項に掲げるポイント1セットの販売価格は、プレミアム分を含めて5,000円とし、販売はセ

ット単位とする。

- 3 ポイント1セットの使用可能金額は6,000円とする。
- 4 購入できるポイントは、1人4セットを限度とする。ただし、購入者が少ない場合は、1人当たりの購入限度額を引き上げるものとする。
- 5 購入できるマネーは、1人50,000円を限度額に1円単位から購入できるものとし、限度額に至るまで複数回購入することができるものとする。

(ポイント等の使用範囲等)

第4条 ポイント等は、その所有者と加盟店との間における特定取引においてのみ使用することができる。ただし、次に該当するものは対象外とする。

- ・たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
  - ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
  - ・出資や債務の支払い（税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金など）
  - ・現金との換金、金融機関への預け入れ
  - ・金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
  - ・商品券の交換または売買
  - ・土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産や資産性の高いもの（自動車）に関わる支払い
  - ・風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業のうち、同条第4項を除くものに係る支払い
  - ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
  - ・国や地方公共団体への支払い（公営ギャンブル含む）
  - ・会費、商品及びサービスの引換代金を前払いとするもののうち、ポイント等の使用期限を超えるもの
  - ・その他、各加盟店が指定するもの
- 2 ポイント等を使用できる期間は、ポイント及びマネーを発行した日から令和3年12月31日までとし、マネーは発行した日から令和4年3月31日までとする。

(販売店及び加盟店の登録等)

第5条 販売店及び加盟店として登録できる者は、別に定める規約に同意した市内に事業所を有する個人又は法人とする。

- 2 前項に掲げる者のうち、次の各号のいずれかに該当する業務を行うものは、販売店及び加盟店の対象から除外する。
  - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業を営む者のうち、同条第4項を除く者
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団に関係する者
  - (3) 業務の内容が、公序良俗に反する営業を行う者
  - (4) その他市長が不相当と認める者
- 3 第1項に規定する事業者が販売店及び加盟店として登録しようとする場合は、専用登録ペー

ジより登録しなければならない。ただし、令和2年度のキャッシュレス事業において販売店及び加盟店として登録しているとき、継続希望がある場合はこの限りではない。

- 4 販売店への登録には、前項までに掲げる内容の他、次の条件を満たさなければならない。
  - (1) 平塚商工会議所の会員である者（会費の滞納がない者）又は市が別に指定するキャッシュバック対象の事業者及びキャッシュバック対象外の大規模商業施設
  - (2) 利用者に対して、スマートフォンへのアプリのインストールやアプリの操作支援等を行える者
  - (3) ポイント及びマネーの販売金を適切に管理し、指定の方法により、期日までに振込を行える者（当該振込に係る手数料は、事務局の負担（原則月1回）とする。）
  - (4) 無償貸与するポイント等チャージ用端末を適切に管理し、事業終了後、速やかに返却することができる者
- 5 過去に販売店として登録され、第4項（3）又は（4）について不適切と市長に判断された者は、販売店として登録できない。

（販売店及び加盟店の遵守事項）

第6条 販売店及び加盟店は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) それぞれの業種における「新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン」等を遵守し、感染拡大予防策を講じること。
- (2) 販売店及び加盟店ののぼり旗等を店頭等の目立つ場所に表示すること。
- (3) 特定取引において、ポイント等の利用を拒まないこと。
- (4) 自らの事業上の取引に使用しないこと。
- (5) 自店舗で使用されたかのように偽って取引する等の不正な行為を行わないこと。
- (6) その他この要綱の趣旨に反すると認める行為をしないこと。

（販売店及び加盟店登録の取消し）

第7条 販売店及び加盟店において、第5条第3項の規定により登録した内容に虚偽があると認められた場合又は前条各号に定める事項に反する行為をした場合は、販売店及び加盟店の登録を取り消すものとする。この場合において、市が実施する前条各号に定める事項に関する販売店及び加盟店への調査について、販売店及び加盟店は協力しなければならない。

（ポイント等の換金手続き）

第8条 事務局は、第4条第2項に規定された使用可能期間内の特定取引において利用されたポイント等の額面を加盟店が指定する口座に振り込む方法により、換金手続きを行う。

- 2 販売店は、ポイント及びマネー販売額を事務局が指定する期日までに、事務局の口座に振り込む。なお、キャッシュバック対象の販売店については、ポイント販売額からキャッシュバックを差し引いた金額を振り込むものとする。
- 3 第1項、第2項について、販売店兼加盟店に限り、開発者が管理するシステムにおいて第2項で振り込むべき金額と第1項で振り込まれる想定額面を相殺（以下、「差額決済」という。）し、その差額分を有するほうが相手の指定する口座に差額分を振り込む。
- 4 第3項について、販売店兼加盟店が差額決済後の差額分を有しているときに、事務局が指定した口座に期限内に差額分を振り込まないときは、事務局の権限で期限後翌月以降のその店で利用されたポイント等の額面を相殺し、再度差額決済ができるものとする。

(ポイント等の払戻し)

第9条 使用期限内に使用されなかったポイント等の払戻しは、一切しないものとする。なお、使用されなかったポイント等は市の歳入として取り扱う。

(事業の委託)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、この事業を委託することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月5日から施行する。

# 平塚市地域経済キャッシュレス化推進事業に関するマーレ取扱店規約

－ スターライトマーレ －

## 第1条 (目的)

- 1 本規約は、平塚市（以下「当市」）が提供する「ひらつか☆スターライトマーレ」のサービスの利用条件、事務の取扱い等について定めます。
- 2 当市が、本サービスの利用条件等の詳細について、別途定める要綱、マニュアル等は、本規約と一体で適用されるものとします。

## 第2条 (定義)

本規約における次の用語の意味は、下記のとおりです。

- (1) 「ひらつか☆スターライトマーレ（以下「マーレ」）」とは、当市が付与する行政ポイントです。
- (2) 「本サービス」とは、マーレの利用等に関するサービスです。
- (3) 「本アプリ」とは、本サービスを利用するために使用するスマートフォン等向けのソフトウェアです。
- (4) 「利用者」とは、本アプリをインストールした個人のほか、マーレの付与を受け、マーレ取扱店で使用する個人です。
- (5) 「マーレ取扱店」とは、利用者がマーレを利用できる、地場産基準に沿ったもののみを取り扱う当市内の店舗、施設等です。
- (6) 「利用者端末」とは、本サービスにおいて認証に利用される利用者が使用するスマートフォン等の機器等の総称です。
- (7) 「対象取引等」とは、マーレの付与、利用の対象となる利用者とマーレ取扱店との間の商品購入、サービス提供等の取引等です。
- (8) 「付与」とは、利用者のマーレの残高を増加させる行為で、当市が直接行うものです。
- (9) 「本サイト」とは、本サービスの提供のために、当市が開設する Web サイトです。
- (10) 「管理用サイト」とは、マーレ取扱店が、対象取引等の履歴やマーレの付与の履歴を確認できるひらつか☆スターライトポイント専用の管理用 Web サイトのことです。
- (11) 「ID」とは、本サービスにおいて、マーレ取扱店を識別するための符号です。
- (12) 「事務局」とは、当市が本サービス全体の運営を包括的に委託した事業者です。
- (13) 「提携サービス提供者」とは、当市が本サービスを実施するにあたり委託したシステム事業者及び事務局です。
- (14) 「関連事業者」とは、マーレ取扱店、提携サービス提供者の総称です。
- (15) 「記録情報」とは、マーレまたは提携サービス等に関する情報です。
- (16) 「利用契約」とは、本規約に基づき、マーレ取扱店と当市との間に成立する契約です。
- (17) 「本規約等」とは、本規約及び前条第2項の要綱、マニュアル等をいいます。

## 第3条 (利用契約)

- 1 本サービスの利用を希望する場合、別に定める「平塚市地域経済キャッシュレス化推進事業に関する加盟店販売店規約—スターライトポイント及びスターライトマネー—」の利用契約を締結している必要があります。
- 2 本サービスの利用を希望する場合、本規約の内容を承諾の上、当市所定の方法により、当市に利用を申し込みます。なお、当市に対して申請時に入力した情報が正確かつ最新の内容であることを確約するものとします。

- 3 本サービスの利用を希望する者が前項の申込を行い、本サービスを利用するための登録が完了した時点で、マーレ取扱店として、本市との間に利用契約が成立するものとします。
- 4 本市は、第2項に基づく申込について、本サービスの運営に支障があると判断した場合、登録を承諾しないことがあります。
- 5 本サービスの利用を希望する者は、申込内容または申込後の登録情報に変更がある場合、事務局に対し架電もしくはメール送信等の方法により、事前に変更手続を行うものとします。

#### 第4条（本規約の変更）

- 1 本市は、次の事情により本規約を変更する必要がある場合、次項に基づき、本規約を変更できるものとします。
  - (1) 法令の改正、その他社会情勢の変化
  - (2) 物価、公租公課、その他の経済的負担の変動等の経済情勢の変化
  - (3) 技術環境や経営環境の変化等に伴うサービス内容の合理化、システム変更、その他の技術上・運用上の変更
  - (4) その他、前各号に準ずる事情
- 2 本市は、前項に基づき、本規約を変更する場合、30日以上前にマーレ取扱店に通知します。ただし、マーレ取扱店に不利な変更を含まない場合、または、緊急の必要がある場合には、直ちに本規約を変更することがあります。
- 3 マーレ取扱店は、前2項の変更に異議がある場合、第15条第1項に基づき、利用契約を解除することができます。なお、マーレ取扱店が当該変更後も利用契約を解除しない場合は、当該変更を承諾したものとします。

#### 第5条（通知）

- 1 本規約に関する通知は、書面、電子メールまたは本サイトに掲載する方法により行います。当該通知は、関連事業者を通じて行われる場合があります。
- 2 前項の通知は、マーレ取扱店が本市に届け出た住所もしくは電子メールアドレスへの送信、または、本サイトへの掲載時点をもって、完了したものとします。

#### 第6条（対象取引等）

- 1 マーレ取扱店は、対象取引等において、利用者が、本アプリを使用して、マーレ取扱店に置かれたQRコードを読み取り、当該決済においてマーレを減じる操作を行い、当該マーレが本システム上自動的に減算される方法で当該決済を行うものとします。
- 2 マーレ取扱店は、次項に定める場合のほか、利用者からの対象取引等の申込みを拒絶しないものとします。
- 3 マーレ取扱店は、利用者から対象取引等の申込みを受けた場合であっても、以下のいずれかに該当する場合、対象取引等による決済を行ってはならないものとします。
  - (1) 利用者から、対象商品等以外の商品又はサービスについて、マーレによる決済を求められた場合
  - (2) 偽造若しくは変造された本アプリを使用された場合
  - (3) 第1号及び第2号に該当すると疑われる場合
  - (4) 本市から、対象取引等の中止を求められた場合
- 4 マーレ取扱店は、法令に基づき売買契約の取り消し、解除等が認められる場合を除き、原則としてマーレ取扱店との間で行った対象取引等を取消し、又は解除しないものとします。利用者がマーレ取扱店から返金を受ける必要がある場合、マーレ取扱店は、自らの責任において対応を行う

ものとしします。

- 5 当市は、当市が別に定める事項に該当する利用者のアプリにマーレを加算する操作を行い、当該マーレが本システム上、自動的に加算される方法で付与を行うものとしします。

#### 第7条 (IDの管理責任)

- 1 マーレ取扱店は、IDを第三者に貸与することはできません。
- 2 マーレ取扱店は、ID、パスワードを自らの責任で、第三者に知られないよう管理し、ID及びパスワードの盗用を防止する措置を行うものとしします。

#### 第8条 (記録情報の確認)

マーレ取扱店は、管理用システムにおいて、対象取引等の履歴確認や取消等を行うことができます。

#### 第9条 (お知らせ・クーポン機能)

- 1 マーレ取扱店は、管理用システムから無料でお知らせ及びクーポン機能を利用することができます。
- 2 お知らせ機能の利用で配信できる情報は、自店舗又は自店舗が参加する市内で開催されるイベント等に関する利用者に価値のある内容としします。
- 3 クーポン機能の利用で配信できる情報は、マーレ取扱店において、利用者が対象取引等を行うことで、利益を得られる内容としします。なお、利用者がクーポンを利用する際の条件については、誤解が生じることがないように十分配慮したものとしします。
- 4 第2項及び第3項において、利用者が得る利益は、以下のすべてに該当することとしします。
  - (1) 当市内での利用に限定されているものであること
  - (2) 店舗が独自発行しているものであること
  - (3) 利用者が行使しないことで不利益が生じてしまわないこと

#### 第10条 (費用負担)

- 1 マーレ取扱店は、次の費用を負担するものとしします。
  - (1) 本サイト及び管理システムへアクセスするための機器・ソフトウェア等に関する費用
  - (2) 当市が提供するサービスまたは提携サービス等のうち、有料のサービス等の利用料金
  - (3) 本サービス及び提携サービス等を利用するための通信費、交通費、その他の実費
  - (4) その他、本サービスを利用するための費用
- 2 提携サービス等の利用料金の要否・金額、支払条件、その他の利用条件等については、各提携サービス提供者が定めます。

#### 第11条 (遵守事項等)

- 1 マーレ取扱店は、利用契約のほか、法令、政令、規則その他関係法令及び行政官庁によるガイドライン等を遵守し、自ら善良なる管理者の注意をもって誠実に業務を行うものとしします。
- 2 マーレ取扱店は、当市がマーレ利用促進のために、印刷物、電子媒体等にマーレ取扱店の名称及び所在地等を掲載する場合、これに協力するものとしします。
- 3 マーレ取扱店は、当市又は事務局から貸与又は提供される本サービスの利用に関する物品等を第三者に譲渡、貸与その他の処分を行ってはならないものとしします。
- 4 マーレ取扱店は、当市が別途書面により事前に承諾した場合を除き、利用契約に基づいて行う業務を第三者に委託することができないものとしします。

#### 第12条 (本サービスの提供中止)

当市は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、本サービスの全部または一部の提供を中止することがあります。

- (1) マーレ取扱店が本規約等に違反した場合
- (2) マーレ取扱店が登録した情報に虚偽の内容が含まれる場合
- (3) マーレ取扱店が暴力団等の反社会勢力と非難されるべき関係にある場合
- (4) システム保守、システム障害対応、天災・戦争・争乱等の不可抗力、その他技術上、運用上の理由により、本サービスの提供を中断する必要があると判断した場合
- (5) その他、やむを得ない事情がある場合

### 第13条（契約期間）

- 1 本規約は、第3条第3項に基づく利用契約の成立時に効力を生じ、事業年度の末日まで有効とします。
- 2 マーレ取扱店は、利用契約を終了する旨の通知をする場合、当市の指定する方法にて行うものとします。

### 第14条（解約）

- 1 マーレ取扱店は、解約日の1カ月前までに、当市所定の方法により申し入れることにより、利用契約を解約することができます。
- 2 当市は、解約日の1カ月前までにマーレ取扱店に書面にて申し入れることにより、利用契約を解約することができるものとします。

### 第15条（解除）

- 1 当市は、マーレ取扱店が以下のいずれかの事由に該当した場合には、何らの催告なしに利用契約を解除することができます。
  - (1) 利用契約に違反したとき
  - (2) マーレ取扱店が当市の定める登録基準を充足しないとき
  - (3) 手形又は小切手の不渡りが発生したとき
  - (4) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行又は滞納処分の申立てを受けたとき
  - (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算手続開始の申立てがされたとき
  - (6) マーレ取扱店の信用状態に重大な変化が生じたとき
  - (7) 解散又は営業停止状態となったとき
  - (8) 当市又は事務局による連絡が取れなくなったとき
  - (9) 販売方法、商品等、その他業務運営について行政当局による注意又は勧告を受けたとき
  - (10) マーレ取扱店に対してクレームが頻発し、当市がマーレ取扱店に対して必要な措置を講ずることを求めたにもかかわらず、必要な対応を行わないとき
  - (11) 販売方法、商品等、その他業務運営が公序良俗に反し、マーレ取扱店にふさわしくないと当市が判断したとき
  - (12) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると当市が判断した場合
  - (13) その他、当市がマーレ取扱店との利用契約の継続が困難であると判断した場合
- 2 本条に基づき利用契約が終了した場合でも、当市は、マーレ取扱店に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他マーレ取扱店に生じた損害につき一切責任を負いません。



## 第16条（当市の責任）

- 1 当市は、本サービスに関し、当市の故意または重大な過失によりマーレ取扱店に損害を与えた場合に限り、マーレ取扱店が被った損害を賠償します。
- 2 当市は、次の各号に関連する損害、または、逸失利益、間接損害、特別損害もしくは弁護士費用については責任を負いません。
  - (1) 通信障害、システム障害等
  - (2) 記録情報の正確性・真正性
  - (3) ID の不正使用、不正アクセス、記録情報の改ざん・消失
  - (4) 本サービスの利用の結果
  - (5) 関連事業者、その他の第三者による商品・サービスの提供等
  - (6) その他、マーレ取扱店または第三者の故意または過失
  - (7) 本サービスの提供条件の変更、前条に基づく提供中止
  - (8) 天災、戦争、騒乱等の不可抗力
- 3 対象取引等についてはマーレ取扱店、その他の提携サービス等については提携サービス等提供者の責任において提供されるものとし、当市は責任を負いません。

## 第17条（個人情報の取り扱い）

- 1 マーレ取扱店は、利用契約の履行及び対象取引等において、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条に定義される意義を有するものとし、）を取り扱う場合、法令、ガイドライン等を遵守するものとし、当該個人情報を機密事項としてその保護をするとともに、これを本業務以外の目的に利用してはならないものとし、
- 2 マーレ取扱店が、利用契約の遂行又は対象取引等のために個人情報を取得するときは、その利用目的を明確にし、その利用目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならないものとし、
- 3 マーレ取扱店は、利用契約の履行又は対象取引等により取得した個人情報（以下「本個人情報」）の取扱いに当たっては、善良な管理者の注意をもって管理するものとし、適切な安全管理措置を講じなければならないものとし、
- 4 マーレ取扱店は、本個人情報を、利用契約の履行又は対象取引等の実施の目的に必要な範囲を超えて複製、複製、改変、加工等してはならないものとし、
- 5 マーレ取扱店は、本個人情報の取扱記録を作成し、当市から要求があった場合、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとし、また、当市は、マーレ取扱店の本個人情報の取得、取り扱い又は管理状況を調査するため、マーレ取扱店に事前に通知したうえでマーレ取扱店の事務所等に立ち入ることができるものとし、この場合、マーレ取扱店は、当市の調査に協力するものとし、
- 6 マーレ取扱店は、本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、直ちに当市に書面にて報告するとともに、本人からの苦情への対応等を当市と協議し、当市の指示に従って適切な措置を講じるものとし、マーレ取扱店は、発生した事故の再発防止策について検討し、その内容を当市に対し書面にて報告するとともに、当市と協議のうえ決定した再発防止策をマーレ取扱店の責任と費用負担で講じるものとし、
- 7 マーレ取扱店は、利用契約に違反し又は本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故が発生し、当市が本人若しくは第三者から請求を受け、又は当市と本人若しくは第三者との間

で争訟が発生した場合、マーレ取扱店の責任及び費用負担をもってこれらに対処し解決するものとします。マーレ取扱店は、利用契約に違反し又は本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故により、当市が損害を被ったときは、当市に対して当該損害を賠償しなければならないものとします。

#### **第18条（損害賠償・費用負担）**

- 1 マーレ取扱店は、マーレ取扱店と利用者との間で、対象商品等に関して紛争が生じた場合には、すべてマーレ取扱店の責任と負担において解決するものとします。
- 2 当市は、マーレ取扱店と利用者その他の第三者との間の紛争について、一切の責任を負いません。また、これらの紛争について、マーレ取扱店の同意を得ることなく、当該利用者又は第三者に対し当該紛争に関する情報提供その他の援助を行うことができます。

#### **第19条（権利の譲渡等）**

マーレ取扱店は、利用契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、担保差入れその他形態を問わず処分することはできないものとします。

#### **第20条（知的財産権）**

- 1 本サービスに関する知的財産権は、当市または当市が指定する第三者に帰属します。
- 2 提携サービスに関する知的財産権は、提携サービス提供者または当該提供者が指定する第三者に帰属します。

#### **第21条（協議）**

利用契約に定めのない事項又は利用契約の解釈に生じた疑義について、当市及びマーレ取扱店は、誠実に協議して解決を図るものとします。

#### **第22条（準拠法・合意管轄）**

- 1 利用契約は、日本法に準拠します。
- 2 本規約に関する訴訟については、平塚簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2021年4月21日

平塚市産業振興部産業振興課